

和歌山県剣道連盟 会員規則

(団体会員)

- 第 1 条 本連盟の団体会員とは、和歌山県内において、剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の活動を行う団体で、会則第3条に規定する本連盟の目的に賛同し、理事会で入会承認を得た団体をいう。
- 2 団体会員の主たる指導者は、和歌山県剣道連盟の個人会員でなければならない。

(個人会員)

- 第 2 条 本連盟の個人会員とは、会則第3条に規定する本連盟の目的に賛同し、入会した者をいう。

(支部登録)

- 第 3 条 団体会員は、その主たる活動地域を統括する支部、個人会員は、原則として居住地又は勤務地、学校所在地を統括する支部に所属しなければならない。
- 但し、特別な事由のある場合は、この限りではない。
- 2 会員は、所属支部を変更した場合は、相互の支部に届け出なければならない。変更先の支部長は、会長に報告するものとする。

(入会の申し込み)

- 第 4 条 個人会員の入会は、規定の入会申込書に記入のうえ、所属支部を通じて入会金を添え、会長に届出るものとする。
- 2 団体会員の入会は、規定の入会申込書に記入のうえ、所属支部を通じて会長に届出るものとする。

(会員の義務)

- 第 5 条 会員は、本連盟の規約及び機関決定事項に従う義務を負う。
- 2 団体会員は、本連盟に対し別表に定める団体年会費を納めるものとする。
- 3 五段以上の個人会員は別に定める個人年会費を納めるものとする。
- 但し、満70歳以上はこれを免除する。この場合の年令計算は満70才になる年度末とする。

(休 会)

- 第 6 条 会員は、正当な理由があり、所定の「休会届」を支部長に提出し、会長の承認を得た場合は、休会することができる。
- 2 支部長は、当該休会願いに対して、意見具申を記載して、会長に

報告のうえ承認を得なければならない。

- 3 休会中は会費を免除する。
- 4 会員は、休会事由が消滅したときは、支部長を通じて会長に報告しなければならない。

(退 会)

第 7 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を支部長を通じて会長に提出しなければならない。

- 2 団体会員及び五段以上の個人会員は、年会費を2年継続して未納の場合は、退会したものとする。

なお、再入会を希望する場合、入会金と3年間分の年会費を所属支部を通じて納入しなければならない。